

ここでは自閉症に関する基礎知識について説明します。自閉症についてはここ数年診断名や診断基準が見直されており、その経過を理解することでよりよい教育の実践に生かすことが大切です。

(1) 自閉症とは

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害です。その特徴は、3歳位までに現れることが多いですが、小学生年代まで問題が顕在しないこともあります。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

(2) DSM-5に係る変更点について

2013年(平成25年)米国精神医学会による精神障害の分類と診断基準の本の改訂版(第5版)が刊行されました。DSM-5の病名や用語については、様々な訳語が用いられ混乱が起きないように、日本精神神経学会が「DSM-5病名・用語翻訳ガイドライン」を作成し、平成26年3月に発表されています。その中で、広汎性発達障害(PDD)の名称が自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害(ASD:Autism Spectrum Disorder)と変更されました。

<定義>自閉スペクトラム症には下位分類がなく、自閉的な特徴のある子供は全て自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害の診断名となり、次の二つの概念が定義されています。

ア 自閉的な特徴がある人は、知的障害などその他の問題の有無・程度にかかわらず、その状況に応じて支援を必要とし、自閉症やアスペルガー症候群などと区分しなくてよい。

イ 自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害の下位分類の状態は、それぞれ独立したのではなく状態像として連続している一つのものと考えられることができる。

DSM-5では、自閉症者をどのように支援すべきかの目安を得るために、「社会的なコミュニケーション」と「興味関心の限定・反復的な常同行動」について三段階の重症度の区分を設定しています。スペクトラム(連続体)は、健常者と自閉症者の間に明確な境界線を引かず、健常者と自閉症の軽症の人が連続的な直線上に並んでいるという概念です。

<診断基準>DSM-5においては、「ウィングの三つ組」に替わり、次の二つの行動領域(社会性及び常同性)の異常の有無や重症度によって評価されます。また、幼児期以降にも障害の存在に気付かされることもあるため、「どの年齢でも発症することのある発達障害」として定義されています。

ア 社会的コミュニケーション及び相互的關係性における持続的障害

イ 興味関心の限定及び反復的なこだわり行動・常同行動

自閉症については、下記のページにも関連する内容を掲載しています。なお、障害名については現在検討されている状況のため、法令上使用されている名称を使用しています。

「特別支援学級における教育・指導の実際」(P14~P16)、「通級による指導・指導の実際」(P17~P19)、「発達障害とは」(P24~P25)、「高機能自閉症の理解と支援」(P30~P31)

参考・引用文献:「教育支援資料~障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実~」

平成25年10月文部科学省

「特別支援教育の基礎・基本~新訂版~」平成27年1月 国立特別支援教育総合研究所

「DSM-5病名・用語翻訳ガイドライン(初版)」平成26年5月 日本精神神経学会